

令和7年度 第1号 県営林経営管理事業（西山県営林）

特記仕様書

事業場所：長浜市木之本町西山字上ノ山 地先

第1条 本事業の実施に当たっては、「県営(有)林事業仕様書」および「滋賀県森林作業道作設指針」によるものとする。

第2条 上記仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- 1) 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 請負人は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に報告するものとする。また、請負人は、以上のことについて、下請負人（再委託者の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 請負人は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

記

1 間伐

- (1) 各林分の標準地調査の平均で、本数間伐率で20%以上、材積間伐率で35%以内となるように間伐すること。
- (2) 劣勢木のうち形質が良く、間伐後の肥大成長、伸長成長が見込める木は積極的に残すこと。
- (3) 場所により造林木の成立密度に差があることから、一律の伐採率で行うのではなく、間伐後の成立密度が一定となるよう伐採すること。特に、作業道近く、雪害跡地等では伐りすぎる箇所が発生しないよう注意すること。
- (4) 雪折れ、獣害により完全に立ち枯れしている立木は間伐実績に加えないこと。

2 搬出

- (1) 山土場の位置については、監督員と協議すること。
- (2) 搬出にあたっては、随時搬出材積の概数を把握するとともに、定期的に監督員の確認を受けること。
- (3) 搬出により作業道に生じた轍、亀裂等は整齊、復旧したのちに撤退すること。

3 剥皮防護資材設置

- (1) 巻き付けにあたっては、地際の間隔をやや狭くすること。特に山側の根張り部分は被害が多いため、テープをしっかりと巻くようにする。ただし、テープが巻けない所については枝等を利用し巻くようにする。
- (2) 蔓性植物の巻き付きがある場合は、蔓の根元を切断した後にビニールテープを巻き付けること。
- (3) 対象木が肥大成長した時にテープを巻き込まないように巻き付け方法を工夫すること。
- (4) 当該事業の剥被害対策テープについては生分解性テープを使用すること。

4 作業道

- (1) ルートについては図面に示しているが、詳細位置については現地において監督員と協議のうえ決定する。なお、予算の範囲内で必要に応じ設計変更の対象とする。
- (2) 谷側盛土部分の転圧工程、地山側のほぐし工程においては竣工確認が出来ないため、監督職員による段階確認を適時行うので留意すること。
また、段階確認の時期については監督員と協議により定めることとする。
- (3) 当該作業道が土砂災害の原因とならないように留意すること。特に、路面の雨水が一点に集中することの無いよう、その処理には特に注意をすること。

5 出来形管理

- (1) 間伐およびテープ巻付けの出来形管理は「一般土木工事等施工管理基準」（平成16年12月滋賀県3-117）の本数調整伐をそれぞれに読み替えて行うこと。

<参考>

一般土木工事等施工管理基準

(1) 滋賀県における（森林土木）治山工事における森林整備管理基準

種別	測定項目	出来形		備考
		規格値	測定基準	
本数調整伐	面積 本数	設計以上	プロット調査による もしくは全数管理	施工箇所毎、 令級毎

(2) 出来形管理写真

種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度
本数調整伐	作業状況	施工前 施工中 施工後	施工箇所毎、令級毎 1ha毎1回 (全数管理時500本毎に1回)

ただし、間伐およびテープ巻付け施工中の写真は省略可とする。

- (2) 搬出材積は下記に示す、搬出材積集計表に準じ整理し、下表の材積欄の合計を出来高数量とする。また個々の搬出材積が把握できる証拠書類を整備保管し、写しを令和7年12月15日までに提出すること。

搬出材積集計表（例）

伝票番号	出荷年月日	出荷先	材積（m ³ ）	備考
			合計	

- (3) 作業道の出来形管理基準は次表の通りとする。また、全測点のうち、その1点以上をGPS受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地第VI系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場作業等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることが出来る。測位した測点については、原則として別に支給する測位基準杭を使用すること。

出来形管理基準一覧表

出来形管理基準			出来形管理方法		
項目	測定基準	規格値	出来形図	出来高計算書	出来形成果表
延長	全線コンパス測量 測点間隔 50m 以内	全線：設計値以上 測点間距離：±20cm	野帳に記入または出来形成果表を作成（※）		
幅員	施工延長 200m につき 1 箇所（200m 以下は 2 箇所）	設計値以上	野帳に記入または出来形成果表を作成		
縦断勾配	施工延長 50m につき 1 箇所（50m 以下は 2 箇所）	滋賀県森林作業道作 設指針による	野帳に記入または出来形成果表を作成		

※延長の出来形管理にあたっては、作設箇所の地山勾配を測定し、緩（0～20°）、中（20～30°）、急（30°以上）の傾斜区分で各延長を管理すること。なお、地山勾配の測定方法・測定基準等については、監督職員と別途協議すること。

出来形管理写真撮影箇所一覧表

出来形管理写真					
工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	撮影箇所
土工	盛土	床掘基礎 第1回転圧	施工中 施工中	施工延長 200m につき 1 箇所	遠景および 近景
		路体状況	施工後	施工延長 200m につき 1 箇所 (200m 以下は 2 箇所)	

6 その他

- (1) 林内で発生したごみは放置しないこと。
- (2) 事故の無いよう充分注意し、安全管理に努めること。
- (3) 今後の県事業の参考とするため、事業実施後、素材生産費及び運材費、木材販売費、販売先など情報提供を求めた場合は資料等の作成について県に協力すること。

- (4) 作業開始前には境界を確認し、誤伐を防止する対策を十分とること。
- (5) その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。